

裁 判 所	大阪高等裁判所
事 件 番 号	令和元年（行コ）第87号
事 件 名	処分取消請求控訴事件
判決年月日	令和2年1月24日
判 示 事 項	<p>外国為替保証金取引（FX取引）において、建玉の乗換え（ロールオーバー）が行われた際に生じる為替差損益金及び金利差損益金が、顧客発注決済がされる前であっても、直ちに預託保証金の金額に加算又は減算され、顧客は直ちに当該利益に相当する額を取引保証金として使用することができるほか、預託保証金の額がロールオーバー後の建玉に基づき必要な取引保証金等の額を上回る場合には、直ちに、当該上回る額の範囲内において、預託保証金を自己の証券総合口座に振り替えるように請求し、同口座から引き出すことができるなどの事情の下では、上記為替差損益金及び金利差損益金については、ロールオーバーが行われた時点において、所得税法36条1項の「収入すべき金額」に当たるとされた事例</p>
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、Xが、外国為替保証金（証拠金）取引（取引業者に保証金（証拠金）を預けることにより信用の供与を受けて行う外貨取引。以下「FX取引」といい、Xが行ったFX取引を「本件FX取引」という。）を行っていたところ、税務調査を受け、本件FX取引による損益につき、平成22年分ないし平成24年分の所得税並びに平成25年分及び平成26年分の所得税及び復興特別所得税（以下、これらの各税を併せて「所得税等」という。）の期限後申告（以下「本件各期限後申告」という。）をしたものの、本件各期限後申告のうち、平成25年分及び平成26年分の本件FX取引に係る収入は確定したのではなく、収入すべき金額に該当しないなどとして当該年分の所得税等について各更正の請求（以下「本件各更正の請求」という。）をしたのに対し、処分行政庁から、＜1＞平成25年分及び平成26年分の所得税等の各期限後申告に係る無申告加算税の賦課決定処分、＜2＞本件各更正の請求について更正をすべき理由がない旨の各通知処分、＜3＞平成22年分ないし平成24年分の所得税及び平成25年分の所得税等の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）、＜4＞平成24年分及び平成25年分の本件各更正処分に係る無申告加算税の各賦課決定処分を受けたことから、＜1＞ないし＜4＞の各処分のうち、平成24年分ないし平成26年分に係る各処分の取消しを求めた事案である。</p>

訟務月報

66卷9号